

令和7年度 一般選抜 後期入試 「文学部小論文」
解答例，出題の意図

1

問1【解答例】

例) コーダとしての自身の経験に照らして，APDではない筆者が執筆することは，APD当事者の発言機会を奪いかねず，彼らの苦痛や困難や悲しみを完全に理解できない点で傲慢な行為であるように感じていたから。(97字)

問2【解答例】

例) 当事者という言葉には，非当事者との間に分断を生じ，当事者を社会の無理解の中に置いてしまう限界がある。しかし，非当事者であっても，APD当事者の「課題や事」を知り，その状況を想像して，共有することができ，それによって当事者の生きづらさを軽減できる。その道が「共事者」という言葉によって示されたから。(148字)

例) コーダ当事者である筆者の生い立ちや境遇を理解・想像しようとしてくれた友人がまさに筆者にとっての共事者であったという経験に基づいて，APDではない者であっても，彼らの抱える困難や苦しみを知り，想像し，彼らの隣に立つという立場を取ることで彼らの生きづらさを軽減することができると考えたから。(143字)

問3【出題の意図】

出題文の内容を踏まえて，受験者自身の見解を述べる問題である。

出題文に出るマイノリティ（APD，コーダ）とは異なる具体例を挙げて論じることが求められているので，適切な具体例について述べる必要がある。例えば，出題文に出ていないさまざまな障害者（先天色覚異常など），性的少数者（LGBTQなど），少数民族など，さまざまな具体例が想定される。こうした例について，当事者と非当事者とが誰であるかを明確に述べた上で，「共事者」という概念を導入することが，マイノリティである当事者の抱える社会的な生きづらさを軽減することにつながるのかどうか，その妥当性や有効性について論ずることが求められる。

さらに，当該設問は，マイノリティの具体例と共事者概念の論述のみならず，出題文筆者の主張する「共事者」という概念には限界や問題点がないのかどうか，批判的な視点から論を展開することも求めている。例えば，共事者が増えることでマイノリティの生きづらさは本当に改善されるのか，非当事者でいることは本当に望ましくないことなのかどうか，などの問いを立てて，共事者という概念は必ずしも常にオールマイティなものではなく，そこに限界や新たな問題点や注意点などがあり得ることについても，受験者自身の自由な思考や想像力によって論ずることが求められる。

2

問 1 【解答例】

DWとは家庭のために、また家庭の中で、定期的な仕事として、直接あるいは斡旋業者を通じた間接的な雇用関係を家庭と結んで働く労働者を指し、仕事内容ではなく、働く場所によって定義される。DWが従事する仕事内容は幅広く、家事や子どもの世話もあれば、車の運転など様々であり、国や時代によっても異なる。(145 字)。

問 2 【出題の意図】

各図の読み取りと、複数の図に示された情報を論理的に関連づけて推論することの両方を問う問題である。

解答にあたっては、まず、図 1 からいずれの地域でも女性のDWの方が男性のそれよりも多いことを読み取る。次に、図 3 からDWの割合が高い国が多い地域には偏りがあることを読み取る。さらに、これらの地域と他の地域の違いとして、図 3 からはジニ係数が相対的に高いこと、すなわち国内の経済的格差とDWの割合には正の相関関係があることを指摘する。ただし、図 3 でDWの割合が低い国々が、図 2 で必ずしもGDPが高くあるいは低くなっていないことから、国の経済的豊かさはDWの割合に関連しないことを推論する。

また、ジェンダーの観点として、アラブ地域の相対的なDWの高さに関しては、図 1 から同地域のDWに占める男性の割合が相対的に高いことを踏まえて、男性の仕事としてDWが浸透していることの影響も推論できる。国の経済的豊かさ、国内の経済的格差、ジェンダーの観点から、これらの点を論理的に説明できているかを評価する。

問 3 (1) 【解答例】

DWは、悪徳な斡旋業者やインフォーマルな契約を介して雇用されることで、労働法や社会保障に関する法律が適用されない場合があり、それは女性や移民に多い。その場合、DWは法外な紹介料の負担や、低賃金や極端に長いあるいは短い時間の労働を要求されるといった問題がある。(129 字)

問 3 (2) 【解答例】

斡旋業者や労働時間、最低賃金の規制を行い、失業保険や医療保険などの社会保障制度へのアクセスを保障するなど、DWの法的権利が女性や移民も含めて適用されるように、行政が制度を整備する必要がある。(94 文字)